

久留米市物価高騰対応重点支援給付金(7万円)

申請(請求)書

給付市区町村(※基準日時点の市区町村)

久留米市長 あて

申請書番号(市町村記入欄)

受付印

裏面の【誓約・同意事項】を全て確認しチェックしました。全ての内容に誓約・同意の上、申請します。

1 申請・請求者(世帯主)

(フリガナ) 氏名	生年月日	住所
クルメ タロウ	明治・大正 昭和・平成・令和	現住所 久留米市城南町15番地3 久留米マンション101号
久留米 太郎	50年 12月 10日	基準日時点(令和5年12月1日) 同上 日中に連絡可能な電話番号 (090-1234-5678)

2 申請者が属する世帯の状況 ※基準日時点(令和5年12月1日時点)の、全ての世帯構成員について記載

○令和5年1月1日時点で久留米市外に住民登録をされていた方は、令和5年1月1日時点でお住まいの市区町村が発行する住民税(非)課税証明書を添付してください。(該当する方が複数いる場合は、該当する方全員の分)

	(フリガナ) 氏名	申請者との続柄	生年月日	住所	令和5年1月1日時点	令和5年度 住民税課税状況
					令和5年12月1日時点	
1	(申請者)	本人		:現住所に同じ 同上		<input checked="" type="checkbox"/> 課税されていない <input type="checkbox"/> 未申告
2	くるめ りょうこ 久留米 良子	妻	明・大・昭・平・令 52年 11月 11日	:現住所に同じ 同上		<input checked="" type="checkbox"/> 課税されていない <input type="checkbox"/> 未申告
3	くるめ みらい 久留米 未来	子	明・大・昭・平・令 10年 9月 11日	福岡市南区花畑1-1-1 久留米市城南町15番地3 久留米マンション101号		<input checked="" type="checkbox"/> 課税されていない <input type="checkbox"/> 未申告
4			明・大・昭・平・令			<input type="checkbox"/> 課税されていない <input type="checkbox"/> 未申告
5			月 日			

1月1日時点で久留米市に住民登録をされていた方は非課税証明書の提出は不要です。

この場合、福岡市発行の住民税非課税証明書(令和5年度分)の提出が必要です。

3 受取口座(原則『1 申請・請求者(世帯主)』の口座とします) ※長期間入出金のない口座を記入しないでください。

※下欄を記入し、振込先金融機関口座の確認書類の写しを添付してください。

【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください)	口座名義(カナ) (通帳の表記に合わせてください)
●●●● 銀行 金庫 農協 信組 漁協 信連 信漁連	●●● 本支店 本支所 出張所	普通	1 2 3 4 5 6 7	クルメ タロウ
金融機関番号	店番号	当座		

※金融機関名に「ゆうちょ銀行」を記入(選択)される場合は、通帳の表紙をめくると、下段に【店名】、【預金種目】、

【口座番号】が印字されています。

※金融機関・店番号が不明なときは、

※口座名義は、通帳の表記に合

口座名義が世帯主(申請者)でない場合は、裏面下段の【代理申請・受給を行う場合】に代理人情報を記入してください。

裏面も必ずご確認ください

①～⑧を確認し、✓を入れる。✓がなければ(同意しない場合)は、給付金は支給できません。

以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

- ① 久留米市物価高騰対応重点支援給付金(7万円)(以下、「給付金」という。)の支給要件に該当します。
- ② 世帯の中に、住民税が課税となる所得があるにもかかわらず、未申告である者はいません。
- ③ 世帯の全員が、住民税が課されている他の親族等の扶養を受けていません。
- ④ 給付金の支給要件に関する該当性等を審査するため、久留米市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- ⑤ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- ⑥ この申請書は、久留米市において支給決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。
久留米市が支給決定をした後、申請書(請求書)の記入間違い等による振込不能などの事由により支払が完了せず、かつ、令和6年3月31日までに、久留米市が申請・請求者に連絡・確認できない場合に、給付金が支給されないことに同意します。
- ⑦ 給付金の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や、給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、受給済の給付金を返還します。
- ⑧ 給付金の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や、給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、受給済の給付金を返還します。
- ⑨ 他の市町村で給付金の支給を受けた世帯ではありません。支給を受けていた場合には返還します。

提出書類

提出書類に不足がないかを必ず確認。不足があれば給付金は支給できません。

- 本申請(請求)書
※必要事項をご記入ください。
- 申請・請求者の本人確認書類の写し ※代理申請・受給の場合、代理人分も必要です。
※顔写真付きマイナンバーカード、運転免許証、健康保険証、年金手帳、パスポート、社員証、学生証等の写しをご用意ください。
- 受取口座を確認できる書類の写し
※通帳やキャッシュカードの写しなど、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写しをご用意ください。
- 令和5年1月1日時点で久留米市外に住民登録されていた方は、令和5年1月1日時点でお住まいの市区町村が発行する『令和5年度住民税(非)課税証明書』の写し
※住所が『異なる方』全員分

※【誓約・同意事項】のチェック漏れや、添付書類の不備はありませんか。(チェック漏れや添付書類の不備がある場合、給付を受けられません。)

本申請の内容に相違ありません。

令和 6年 2月 20日

申請者氏名 久留米 太郎

振込口座が世帯主(申請者)と異なる場合は、記入にしてください。

代理人	氏名	申請者との関係	生年(西暦)月日	代理人住所
			明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日	日中に連絡可能な電話番号 ()
上記の者を代理人と認め、 給付金の (申請・請求 受給 申請・請求及び受給) を委任します。 ←法定代理の場合は、委任方法の選択は不要です。				署名 世帯主氏名 ※法定代理の場合は署名不要です

※世帯主以外の口座に振り込みを希望する場合、口座名義人の本人確認書類、口座確認書類及び以下の項目ごとに該当する書類を提出してください。

- 別世帯の親族名義の口座・・・戸籍謄本のコピー
- 成年後見人名義の口座・・・登記事項証明書のコピー
- 保佐人、補助人名義人の口座・・・登記事項証明書のコピー、代理人目録のコピー